

衆議院外務委員会ニュース

【第217回国会】令和7年4月16日（水）、第7回の委員会が開かれました。

- 1 ①航空業務に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）
 - ②航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）
 - ③千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定のサービスの貿易に関する一般協定の日本国の特定の約束に係る表の改善に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第9号）
 - ④東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件（条約第10号）
- ・岩屋外務大臣、本田防衛副大臣、土田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・各件について採決を行った結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決しました。（賛成—自民、立憲、維新、国民、公明、れ新）
- （質疑者）星野剛士君（自民）、武正公一君（立憲）、小熊慎司君（立憲）、竹内千春君（立憲）、和田有一朗君（維新）、深作ヘスス君（国民）、西園勝秀君（公明）、阪口直人君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

星野剛士君（自民）

- （1） 航空協定の概要及び締結の意義並びにチェコ及びルクセンブルクと航空協定を締結することになった理由
- （2） WTO約束表の改善に関する確認書の経緯、内容及び我が国が締結する意義
- （3） WTOの意義
- （4） ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定第二次改正
 - ア 同センターの活動についての評価
 - イ 同センターの課題及び解決策
 - ウ 同センターの今後の活用方針

武正公一君（立憲）

- （1） ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定第二次改正
 - ア 義務的拠出の分担率の改定についての政府の説明責任や民主的統制を欠くことになる懸念
 - イ 大平三原則や外務委員会の意義を踏まえた岩屋外務大臣の所見
- （2） 有志国によるWTO改革に向けたルール形成を日本がリードしていく必要性
- （3） 米国による一連の関税措置
 - ア WTO理事会における日本代表の発言内容、米国による相互関税引上げをWTOに提訴した国及び我が国もWTOへの提訴をカードとして持つべきとの指摘に対する岩屋外務大臣の所見
 - イ NATO外相会議における米国の関税措置への対応についての意見交換による成果
- （4） NATO対ウクライナ安全保障支援・訓練組織（NSATU）
 - ア 我が国のNSATUへの参加に向けて調整している具体的な参加分野及び戦闘中に自衛官を派遣する可能性
 - イ 岩屋外務大臣がNATOルッテ事務総長と会談した際のNSATUへの参加についての言及の有無

- ウ 石破総理大臣がNSATUへの参加の意欲を示していることの確認
- エ 戦闘中の自衛官派遣についての検討の有無
- (5) 中谷防衛大臣がヘグセス米国防長官との会談で東シナ海、南シナ海、朝鮮半島を中心とした地域を「ワンシアター（一つの戦域）」とする構想を伝えていたことの実事確認
- (6) 外国為替資金特別会計の役割、米国債保有額を公表する必要性及び国際機関への拠出金に活用するために使途を見直す必要性

小熊慎司君（立憲）

- (1) トランプ政権による関税措置
 - ア ブレトンウッズ体制の再編に言及するベッセント米財務長官発言に対する日本政府の見解
 - イ WTOの課題
 - ウ 他国と連携して米国をWTOに提訴すべきとの意見に対する日本政府の見解
 - エ トランプ政権の関税措置に対し他国と一体となって取り組む必要性
- (2) 日・ルクセンブルク航空協定
 - ア 本年4月11日の日・ルクセンブルク外相会談で一致した二国間関係強化の具体的内容
 - イ ウクライナ情勢や東アジア情勢に対する両国連携の具体的な取組内容
 - ウ 本協定の締結が両国間の今後の航空貨物需要に与える影響
 - エ 中国政府系投資会社がルクセンブルクの定期便航空企業の大口株主であることを認識した上で対応していく必要性
 - オ トランプ政権による関税措置がルクセンブルクの定期航空企業の需要に与える影響
 - カ トランプ政権による関税措置が航空貨物の需要に与える影響を見極めつつ本協定の効果を最大限発揮できるよう日本からルクセンブルクに対し積極的に提案していく必要性

竹内千春君（立憲）

- (1) WTOの約束表の改善（サービス国内規制）に関する確認書
 - ア 加盟国に多くの規定実施の裁量を認めている規律の意義及び効果
 - イ 本確認書へのアジア各国の参加促進に向けた日本政府の対応
 - ウ 電子商取引協定及び開発のための投資円滑化協定のWTOの法的枠組みへの組み込みに向けた日本政府の取組み
 - エ 紛争解決手続きが機能していないとされるWTOが自由貿易体制の維持に与える影響及び改革が叫ばれているWTOの将来像に対する岩屋外務大臣の見解
- (2) ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定第二次改正
 - ア 第一次及び第二次改正における義務的拠出金分担率の算定根拠
 - イ 義務的拠出金分担率の段階的改定を2027年から開始するための未受託国への働きかけ内容
 - ウ 本協定改正以降の義務的拠出金の分担率改定に国会承認手続きが不要となることを踏まえた国会への説明責任に対する岩屋外務大臣の見解
- (3) トランプ政権による関税措置
 - ア トランプ大統領に対し米国の措置がWTO及び日米貿易協定違反であること並びに日本のコメ関税への認識が間違っていることを伝えるべきとの見解に対する岩屋外務大臣の見解
 - イ 対米交渉に向けた日本政府の核となるポリシー
- (4) 国連女子差別撤廃委員会による皇室典範の改正を求める勧告への日本政府の対抗措置後における同委員会との協力活動の内容及び今後の予定

和田有一朗君（維新）

- (1) 日・ルクセンブルク航空協定
 - ア 協定の締結がルクセンブルクとの交流促進に与える効果
 - イ 指定路線に大阪が記載されていることのメリット
 - ウ 協定締結を契機としてルクセンブルクとの友好親善を深化させていく必要性
- (2) 自由貿易体制の維持にWTO及び我が国が果たす役割
- (3) 日中関係
 - ア 日中外相会談（2024.12）、王毅外交部長による石破総理表敬（2025.3）に関する事後の記者発表の内容が日本と中国とで異なることの事実確認及び理由
 - イ 会談等の事後の記者発表について相手国とすり合わせる必要性
- (4) 台湾への修学旅行
 - ア 近年台湾への修学旅行が増加している理由
 - イ 台湾への修学旅行を促進する施策の有無
- (5) 台湾と国交を有しているパラグアイからの農林水産物の輸入に対する政府の方針

深作ヘスス君（国民）

- (1) 燃料価格の激変緩和措置の実施期間及び措置終了の基準
- (2) ASEAN貿易投資観光促進センター設立協定第二次改正
 - ア 今後の義務的拠出金分担率の改定への国会の関与の方法
 - イ 日本の理事の選任方法及び各加盟国における分担率改定の手続
 - ウ 日本の理事は外務省南部アジア部長が務めることの確認
 - エ ASEAN諸国との関係強化に向けた取組

西園勝秀君（公明）

- (1) 米国の関税措置
 - ア 米国に対して自由貿易を守る立場から毅然とした姿勢で建設的な議論を促す必要性
 - イ WTOへの提訴も検討する必要性
 - ウ CPTPP加盟国の拡大に向けた岩屋外務大臣の見解
- (2) WTOの有志国によるルール形成に関して開発途上国の参加を促すための支援を行う必要性
- (3) ASEAN貿易投資観光促進センターの活動が日・ASEANの経済関係強化に寄与している成果

阪口直人君（れ新）

- (1) 米国の関税措置
 - ア トランプ大統領の外交との向き合い方
 - イ 自動車関税と引き換えに農産物の関税等の見直しを約束するべきではないとの見解に対する岩屋外務大臣の見解
 - ウ グローバルサウス全体を巻き込んで新たな経済枠組みの構築を我が国が主導していく必要性
- (2) カンボジアの人権状況
 - ア 帰国した場合に逮捕される可能性が高い人の難民申請が認められない理由
 - イ 難民認定の現状に対する岩屋外務大臣の見解